

模様積石室小考

増田逸朗

1. はじめに

埼玉古墳群を理解するに当たり、この古墳群の被葬者に関わる、『日本書紀』安閑天皇紀元年（534年）条の「武藏国造の争乱」記事は、極めて重要である。

この内容は、国造の笠原直使主が、同族の小杵とその地位を争い、使主は天皇に、小杵は上毛野君小熊に援助を求め、時の政権側についた使主が国造の地位を守り、支援の代償として、天皇に4ヶ所の屯倉を献上したとするものである。

この記事の史実性については、争乱そのものを5世紀の実態とし、屯倉の設置は、書紀の編者によって、意図的に安閑紀に集約されたもの、とする考えがある。ここでは、屯倉設置を推古朝として、小杵が上毛野君小熊に援助を求めたことに注目し、群馬県南西部と、その分布圏を共有する模様積石室を取り上げ、北武藏と上毛野との関係に及んでみたい。

さて、埼玉県に於ける、所謂模様積石室の最初の発掘調査は、昭和44年に実施された神川町南塚原7号墳（註1）である。勿論、群馬県では、これ以前に尾崎喜左雄氏等によって調査されており、加えて、古くから開口していた藤岡市伊勢塚古墳（県指定史跡）もあり、この種の石室の存在は、研究者間では周知されていた。

そして、昭和49年から行われた、関越道建設に伴う美里町塚本山古墳群（註2）の調査で、敷地内の古墳全て、27基に模様積石室が確認されるに至り、後述する該期古墳研究に新たな問題を提示することになった。その後、県北部に実施される事になる、圃場整備事業に伴う発掘調査で、その類例も増加の一途をたどり、結果、現在では73基を数えるに至り、群馬県の17基を越えている。そして、県域におけるこの事業も一段落し、資料の大幅な増加が期待できない今日、調査者の一員としての責務を果たす意味から、この模様積石室の問題を扱うこととした。

さて、前述する尾崎喜左雄氏の『横穴式古墳の研究』（註3）による「壁の積み方の変化」によれば、A=乱石積、B=通目積、C=互目積、D=切組積に分類され、A→B→C→Dの順で推移するとしている。そして、尾崎氏は、——猿田古墳、南下B古墳の如き例外、或いは過渡的所産と見ることのできるのも存在するが——としており、模様積石室の猿田古墳を、この分類から除外している。この様に、昭和41年の段階で刊行されたこの著書の中では、模様積石室の呼称はなされていない。

模様積石室は、現在の類例が100基に達しようとして、これが構築された時代は、6世紀末～7世紀末の約1世紀に及び、分布は、群馬県藤岡市周辺から埼玉県児玉郡域にあることが判明しつつある。これらの事象は、決して石室技法の例外的・過渡的所産ではなく、一文化的要素を成すものと理解される。

模様積石室の呼称については、判然としないが、昭和52年に刊行された『塙本山古墳群』と見られる。この石室の系譜と技法については、『長沖古墳群』（註4）の中で山崎武氏は、——小石材を多用する模様積みが、胴張石室の構築において適した手法である…前代の河原石積み石室にみられる積み石技法から発展した工法…胴張りプランの導入が在来の経験的技法に影響を与えた結果、発生したものと解釈したい——としている。

分布と系譜については、埼玉県三学会研究発表の「所謂模様積石室について—研究ノート—」のレジメで、増田は、その分布は藤岡市周辺から児玉郡にかけてとし、荒川右岸の横渟屯倉域にはなく、7世紀代を中心に構築され、石室構築技法をそのモザイク的様相から韓半島の磚室墓に系譜を求めている。

最近では、「緑埜型石室の呼称について」の小文で志村哲氏が、緑埜屯倉の設置との関係を想定され、模様積石室を解釈している。この要素として(1)平面形は「毛野型」胴張石室、(2)壁面は大型転石と棒状結晶片岩の小口積、(3)分布は藤岡市域と児玉郡、(4)墳形は円墳のみ、(5)時期は6世紀末葉～7世紀代としている。

以上、模様積石室に関する最近の成果であるが、増加した資料に沿って、これらの分析を参考にしながら論を進めていきたい。

2. 石室の分布とその構造

1) 群馬県に於ける分布

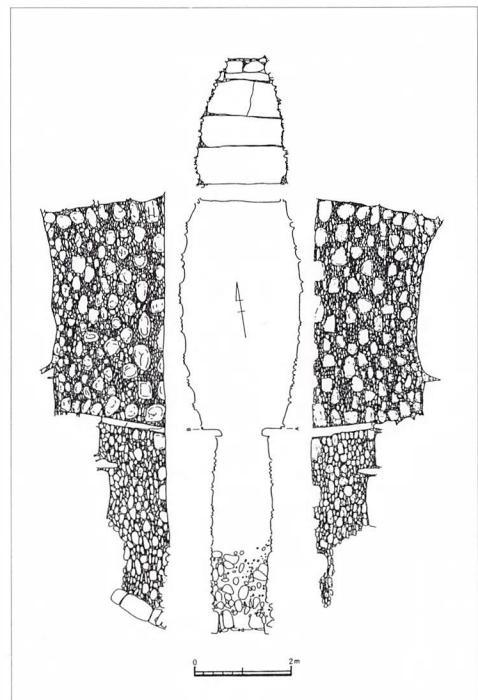
群馬県の模様積石室は、北武藏の児玉郡に隣接する藤岡市域を中心に分布する。この地は、群馬県南西部の神流川左岸にあたり、地質学的には秩父古生層の結晶片岩の分布域でもある。この結晶片岩は、方錐状に割れる性質を有し、石室の構造で述べるように、模様積み技法を採用する際、核

石とこの間を充填する重要な用材となるものである。

群馬県の事例は17基であるが、その内の4基のみが玉村町と高崎市に属するのみで、他は、全て藤岡市に含まれる。

藤岡市域のものは（註5）、白石古墳群中に伊勢塙古墳、猿田古墳、下郷A地点K-1号墳、東平井古墳群に東平井18号古墳、飛石A・B・C号墳、平井地区K-2・7号墳、小林古墳群に靈荷殿古墳、戸塙古墳群に神流中学4号墳などがあり、中大塙には、平地神社古墳が存在する。

靈荷殿古墳、伊勢塙古墳、平地神社古墳、猿田古墳は、径33～21mの大型円墳で段築が見られ、古墳群の主墳的存在である。このことは、各古墳の石室が全長9.02～7.52mを測る大型品である事からも言える。これらの奥壁は、伊勢塙古墳を除き全て模様積であり、さらに伊勢塙古墳



第1図 伊勢塙古墳

と平地神社古墳には埴輪が伴う。なお、靈荷殿古墳は、直径33mの円墳で、石室全長9.02mを測り、模様積の古墳中で墳丘・石室長とも最大規模を示す。ちなみに、石室の規模は靈荷殿古墳、伊勢塚古墳、平地神社古墳、南塚原8号墳（神川町）（註6）の順で、藤岡市域に大型円墳と大型石室が集中することが判明している。

一方、群集墳中の模様積石室の構成は、小・中規模の古墳が支群として構築されるようである。東平井古墳群では、平井地区K-2号墳・K-7号墳や飛石A号墳・飛石B号墳・飛石C号墳・飛石333号墳の分布がこれを示している。

藤岡市外に存在するものとして、若宮A号墳（註7）と玉村38号墳（註8）等がある。前者は、奥壁が乱石積とも見えるが、玄室は模様積的でもある。玉村38号墳は、模様積的ではあるが、胴張が見られない。これらは、模様積石室として断定しかねるところもあるが、若宮A号墳は高崎市八幡原にあり、後者は玉村町角淵で、いずれにしろ藤岡市の隣接地に分布していることは確かである。

2) 埼玉県に於ける分布

児玉郡域において、昭和40年代から始まった敗戦後の圃場整備事業は、平成7年度をもってほぼ終了したかに見える。そして、この大部分の古墳は、これらの事業や関越道、都市計画道にかかり、記録保存という名目で調査されてきた。この内、埼玉県に於ける模様積石室の調査は、現在では73基を数える。

調査された本石室は、美里町45基、神川町19基、児玉町7基、上里町2基である。美里町が多いのは、塚本山古墳群の性格により、上里町が少ないので、角閃石安山岩の分布による。この事については、後に詳しく述べる。

なお、7世紀代の両袖胴張石室を主体部とする群集墳が調査されながら、児玉郡に属する本庄市、隣接する大里郡岡部町、同花園町、同寄居町、秩父郡からは、模様積石室は確認されていない。

さて、群馬県藤岡市に隣接する神川町は、古墳が多いことで知れしており、総数350基を数える。この内の神川町青柳古墳群は最大規模を示し、その数240基で、ここは北塚原、南塚原、二の宮、十二ヶ谷戸、城戸野、海老ヶ久保古墳群で構成されてる。これら支群の中で、南塚原、二の宮、十二ヶ谷戸、城戸野古墳群から模様積石室が確認されている。青柳古墳群の支群の中で、MT15の高壇と龜を出土した北塚原古墳群（註9）は、初期横穴式石室を導入した古墳群と見られ、21基が調査されている。そして、この古墳群は、6世紀後半まで継続する群集墳であることが確認されたが、ここには、模様積石室は見られなかった。

これに対し、隣接する南塚原古墳群からは、模様積石室7基が調査されている。この内の南塚原8号墳は、径25mの大型円墳で、石室長8.40mを測り、埼玉県内では墳丘、石室ともに最大規模を示す。これは、埴輪を樹立していることや、須恵器台付碗がTK43～TK209と見られることから、6世紀第4四半期とされる。この出現期の石室が大型円墳に採用されていることは、その性格を解明する上で注目に値する。

二の宮、十二ヶ谷戸、城戸野古墳群は、6世紀初頭の横穴式石室こそ確認されていないが、少なくとも中葉には成立している。これら支群中の模様積石室の分布は、神川町二の宮（註10）、池田、新宿で、神流川右岸の河岸台地上にあり、南塚原から1km程の同一台地の範囲にある。おそらく、

これら6世紀中葉から継続する古墳群の一支群として、模様積石室が7世紀になって採用されたものと予測される。

神川町四軒在家古墳群では、5基が調査されている。四軒在家2号墳は、23mの大型円墳で、石室全長7.7mを測り、本県3位の大きさである。他は、中規模の6mと小規模の4m程とそれぞれが存在し、階層性を現している。本古墳群にあっては、その分布構成から2号墳の出現を契機に模様積石室が古墳群全てに採用されたものと理解できる。

上里町帶刀古墳群は、総数31基から成り、埴輪を樹立させる帶刀1号墳の存在から、6世紀後半には成立した古墳群と見られる。ここでは、帶刀2号墳と帶刀3号墳の2基のみに模様積石室が確認されている（註11）。

そもそも、上里町の一部は利根川右岸にあり、角閃石安山岩を使用した両袖胴張の浅間山古墳（註12）などがある。ここからは直刀、鉄鎌、金銅刀装具、鉄鋸、銅鏡、金環、勾玉、須恵器平瓶・フラスコ形提瓶・大甕が見られ、7世紀中葉の年代が与えられてる。さらに、本庄市の埴輪を持つ御手長山古墳（註13）や7世紀代の塚合古墳群（註14）にあっても、この角閃石安山岩を使用した両袖胴張石室が見られる。これらからすれば、利根川右岸にあっては、6世紀末から7世紀代の石材に、角閃石安山岩を使用したことが窺える。

なお、帶刀古墳群は、神流川右岸にあり、神川町に隣接する古墳群である。

児玉町長沖古墳群は、前方後円墳5基を含む157基からなる大古墳群である。構築時期は、5世紀中葉には確認でき、6世紀前半には横穴式石室の出現をみて、連綿と7世紀後半まで続く古墳群である。この中で7基の模様積室が調査されている（註15）。長沖21号墳は、埴輪を持つ径25mの大型円墳で、石室長8.16mを測り、本県第2位の規模を誇る。この古墳群内の位置は、小円墳と接するが、やや離れた場所にある。

一方、小石室を有する長沖3号・9号・10号・11号墳は、途中に他の古墳を挟まず群をなし、前三者は隣接し、直線的に並んで構築されている。これよりすれば、初期の模様積大型墳は独立的に、中小古墳は群集し、支群を構成したものと推察される。

美里町塚本山古墳群は、その数170数基を数え、関越道敷地にかかった27基の古墳全てが模様積石室であった。おそらく、この古墳群にあっては、埴輪が表採されないことと、墳丘規模やその形態からして、少なくとも150基前後が模様積石室の可能性を含んでいる。そして、本古墳群の27基の調査結果からすれば、塚本山1号墳は、径24mの大型円墳で、5.63mの中規模石室ではあるが埴輪を持ち、6世紀末の年代が与えられ、これより古墳群が始まるものと考えられる。他に初期の古墳としては、1号墳と同規模石室を持つ塚本山15号墳が、埴輪を樹立して存在する。

さらに、本古墳群の特徴としては、石室長4m以下の小石室が多く、27基中10基を数える。これよりすれば、塚本山古墳群は、前方後円墳を見ず、7世紀型の群集墳としては最大規模を示し、この大部分に模様積石室が採用されているとすれば、本石室出現の歴史的意義は大きい。

美里町広木大町古墳群（註16）は、身馴川右岸の自然堤防上に築かれた、前方後円墳4基を含む、133基からなる大古墳群である。この構築時期は、6世紀後半から7世紀にかけてのもので、大半は小円墳で、7世紀が中心と考えられる。本古墳群では、模様積石室は5基調査されており、この

一つ広木大町14号墳は、径10mで玄室長2.4mの小規模古墳であるが、埴輪を樹立する。また、5基の古墳中、4基が奥壁を模様積にし、残る1基もここが模様積的であり、この地で一般的な6世紀の奥壁段積の伝統を踏襲していない。

美里町猪俣南・北古墳群は、7基もの本石室が調査されている。ここは、河原石の用材を確保するには最も遠距離にあるためか、一本松古墳（註17）では、核石に山石を使用している。初現の古墳としては、一本松古墳と猪俣南19号墳があり、両者とも径20mの大型円墳で、埴輪を伴う。また、猪俣北1号墳にあっては、径26mの大型円墳で、奥壁に2m程の凝灰岩を使用し、副葬品として挂甲を持つ。両古墳群中には乱石積ではあるが、側壁間の押さえの石を模様積的に表現したものもあり、群内の他の石室にも模様積思考が及んでいたことが看取される。

3) 構造的特徴

模様積石室は、その平面形が両袖で胴張プランを示し、所謂「毛野型」徳利形を成し、側壁石積の小口が、モザイク状に配置されているのを特徴とする。そして、ここに配置されたモザイク状の石材は、互いに接することなく、この間を小石材で充填し壁面とする。

一見、模様積のように見えるものに、転石の乱石積にあって壁面奥で互いに接し、壁面の隙間を小石材で押さえるものがある。外見は、結果的にモザイク状を呈するが、模様積石室本来の小石材充填の機能が発揮されておらず、模様積の概念からは除外されるものである。この事については、考察の項で更に触れたいと思う。

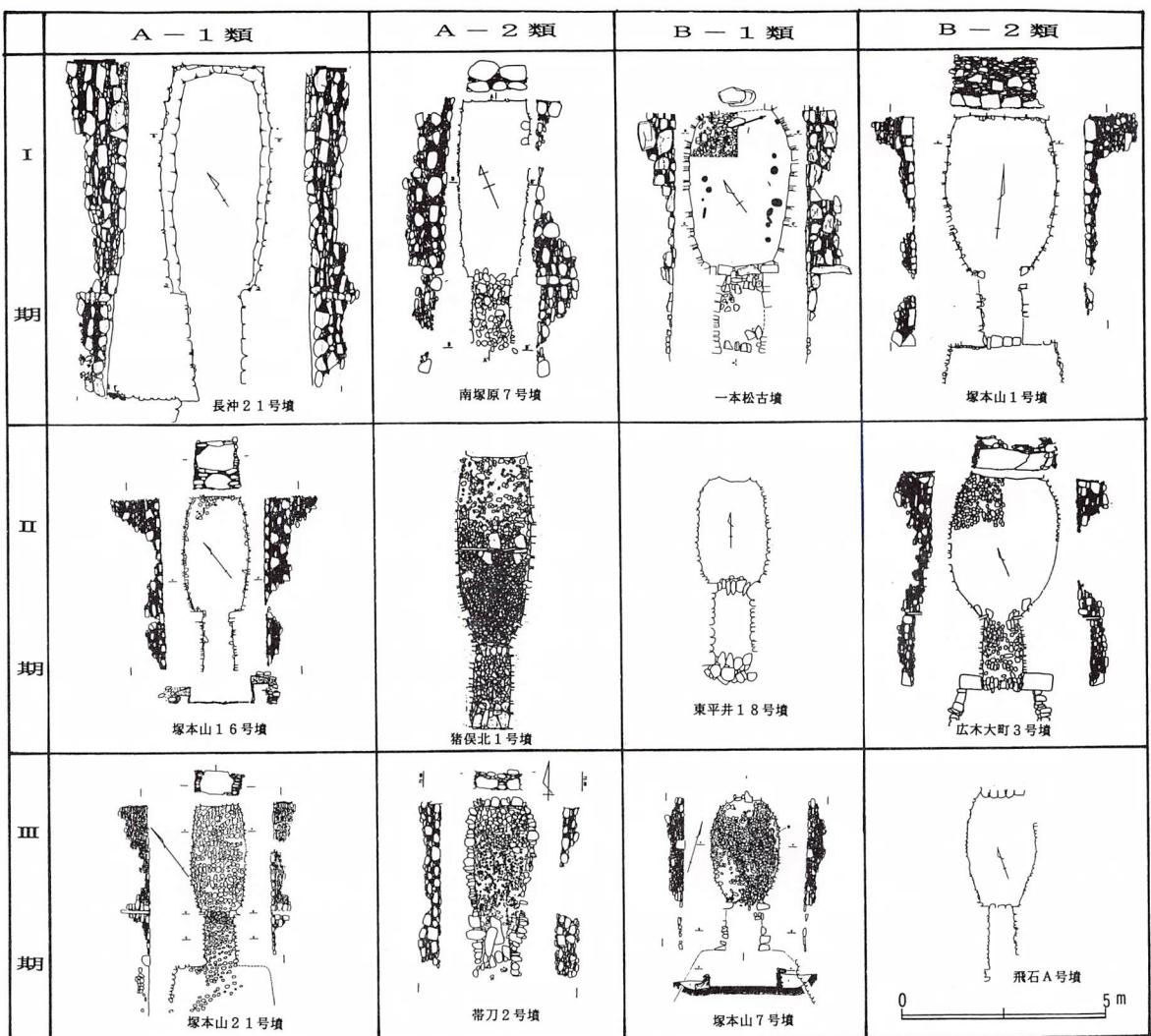
奥壁は、側壁と同様な模様積、転石や切出石を1石から横位に4段程積むものまである。また、偏平な片岩を1枚～3枚程同様に使用しているものも見られる。片岩を利用している場合は、必ず後込めに石材を使用し固定している。

側壁は、小口が30×25cmで面を成し、長さ60～40cm程の砲弾形の石材を選択し、これを千鳥状に配置するのが一般的であり、この間を小口が10～3cm、長さ20～10cmの偏長なもので充填している。ただし、奥壁や玄門部付近は、通目状にやや大型の石材を重ねる事が多い。千鳥状に配置された、核となる石材の小口が面を持つことから、壁面の平滑化を意識したものと見られる。そして、この核となる石材が偏長であることから、機能的には、側壁の安定化を狙ったものと理解できる。しかし、側壁も羨道に至っては、天井部が低いせいもあってか、模様積が顕著でなく、小振りの石材を乱石積的に使用しているものも多い。この事は、構造的に核となる石材の機能を必要としない羨道の幅と、側壁の高さに起因するものと解釈される。

玄門には、通目状に積みそれとしたものと、片岩の門柱石とがある。ここには、一石の框石と転石を並べたものとがある。棺床面は、ここを境に羨道部が一段高い床を成すものもある。

羨門は、転石を3段程横位に積み、ここから台形や方形の前庭部を数段の転石をもって形づくるのが一般的である。

天井石は、本石室の構築に際し、最も大型の石材を使用し、転石のものと片岩とがある。ここは、残りの悪い部位にあって、厚さ15～10cm程の片岩の例が少なからず確認されている。側壁の後込構造としては、（A）側壁+後込砂利+控積（B）側壁+後込砂利+礫（C）側壁+後込ロームに大きく分類される。勿論、健牢さはA→B→Cの順であり、大型石室はA類に、小型の終末期のもの



第2図 模様積石室の分類と編年

はC類となる。

立体的特徴としては、奥壁はやや内傾し、側壁は緩い弧を描きながら内傾して天井部に至る。さらに、玄室のプランが胴張であることから、結果的に、モノコック的な構造体を形成する。これは、前述した、石室で最も重い構造物である天井石を含めた墳丘上部からの重圧と、側壁側面からの圧力を、この曲面によってうまく分散させる構造といえる。

3. 石室の類型と時期

1) 石室の分類

模様積石室は、その平面形態からすると成立当初から2類型、4種類に分類できる。A類型は短冊形を、B類型は方形を基本とする。そして、1類は奥壁幅に対し、やや狭まるとはいえ玄門幅がほぼ同率を示すもの、2類は玄門幅が奥壁とくらべ明らかに小さい数値を示すものをもって分ける。この分類からすると、事例としては、A類型がB類型に対してその数が多く、また、A類型中でもA-2類が圧倒的数を示す。

A-1類 長沖21号古墳を嚆矢とし、これは径25mの大型円墳で埴輪を持つ。奥壁は2段の横位

積で、玄室は奥壁幅2.24m、中央最大幅2.68m、玄門幅2.0mで、玄室中央にその最大幅を置くのを本類の特徴とする。この石室は、玄門柱を持たない形態で、羨道はやや胴張を示し、この石室の空間的機能を最大限に發揮している。

A－2類 南塚原7号墳を代表とし、玄室は奥壁幅1.54m、最大幅1.67m、玄門幅1.17mで、奥壁幅に対し玄門幅が狭く、最大幅は奥壁より1/3ほどに位置し、全体に偏長なプランを示す。しかし、本類は、Ⅱ期以降においてA－1類のⅢ期との分類が必ずしも明瞭ではない。

B－1類 一本松古墳を典型とするが、類例がさほど多いものではない。玄室プランは方形を基本とするため、玄室長に対し玄室幅が広く、最大幅をほぼその中央に置く。玄室空間を確保する意味からすると効率的な平面形態である。なお、この形態は、B－2類と同様に、Ⅰ期の段階に限れば、棺を奥壁に平行して安置することが可能で、東西頭位の思想を満足させることもできる。

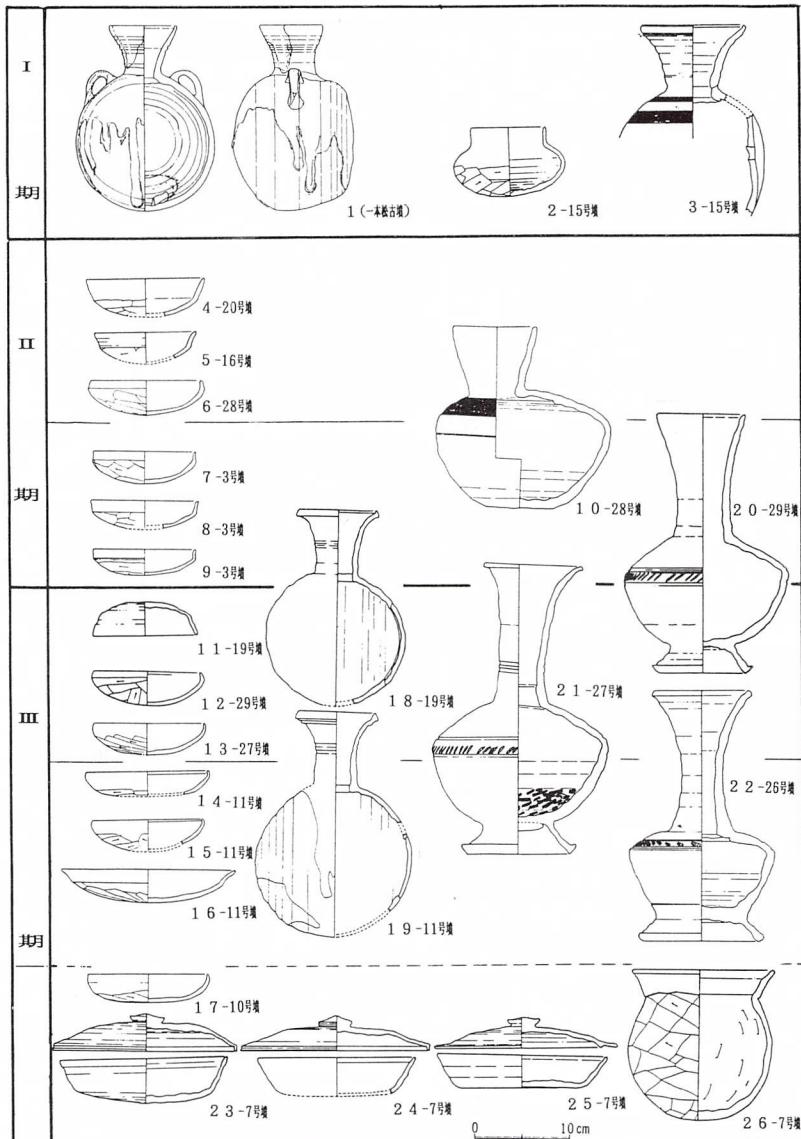
B－2類 塚本山1号墳は、径24m程の円墳で、丘陵頂に占地し古墳群中最大規模を示す。玄室は奥壁幅2.20m、最大幅2.77m、玄門幅1.47mで、最大幅を玄室中央よりやや奥壁寄りに置き、B－1類に対して玄門幅が狭い。

玄室長：玄室幅の比率は、A－1類の長沖21号古墳が2.0、A－2類の南塚原7号墳が2.55、B－1類の一本松古墳が1.56、B－2類の塚本山1号墳が1.39を示し、分類表の各事例は、それぞれ2.0～1.7、2.55～1.82、1.56～1.46、1.3～1.6の範囲に収まる。一方、4類の異なる石室にあっても、石室全長に対する玄室長の割合は、それぞれ、1.49、1.55、1.59、1.46を示し、これらが、1.5前後の数値を得ることは、Ⅰ期段階における各分類の石室には共通して、玄室長に対する羨道長を、2:1の割合で設定しようとする思考が働いていたものと推定される。なお、これは、Ⅰ期の埼玉県域の傾向であり、藤岡市の同期のものは2:1.5を示す。これは、同地の古墳が大型墳であることから、奥壁を墳丘中央に位置させるための羨道の長大化策とも理解できる。

2) 石室の時期

石室の時期決定に当たっては、埴輪を含めた外部構造と、土器や副葬品がある。各期の変遷にあっては、石室の形態変化と、前庭や後込構造を含めた系統的変遷がある。後者を操作するには、出現期の特徴を、その歴史的背景と機能を含めた、的確な解釈が必要である。さて、副葬品から時期を決定するには、あまりにも有効な資料が少ない。そこで、自ずと土器に頼るわけであるが、石室内から出土したものは、一本松古墳ただ一点のみである。他の土器は、オープンであった前庭部に供献されたもので、保存状態は良くない。加えて、墳麓の削平が前庭部に及んでおり、資料が少ない結果を来している。そこで、分類した石室に良好な土器が見当たらない場合は、形態的に類似した石室のものも、年代決定上使用した。また、石室構築時の年代を押さえる意味で、追葬や長期の墓前祭に使用したと考えられる土器は除外した。

Ⅰ期のものに一本松古墳の提瓶、塚本山15号墳の短頸壺と提瓶がある。一本松古墳の3図の1の提瓶は、環状把手を持ち、胴部の裏面はやや張るが、概ね直線的である。口縁部に段がなく内湾する形態とはいえ、TK43の範疇と考えられ、6世紀第4四半期の年代が与えられる。一方、塚本山15号墳の短頸壺は、口縁が直立ぎみで、体部下半は手持ちの籠削りである。3の提瓶は粗いカキ目を残し、体部小孔に粘土板を当てている。類例の少ないものであるが、概ね7世紀初頭には存在す



第3図 模様積石室出土の土器編年（古墳番号は塚本山古墳）

るものである。塚本山1号墳からは、同16号墳の土師器より古相と見られる、段が強く器高が深い鬼高的壺が、2点出土している。また、4類型全ての古墳から、埴輪の樹立が見られる。この内、塚本山1号墳の円筒埴輪は、底部調整が見られ、同15号墳からは、藤岡市本郷埴輪窯と関連する、多条凸帯の大型円筒埴輪が出土している。後者は、模様積石室の伝播上、注目すべき遺物である。

II期 塚本山3・16・20・28号墳の資料がある。4～9は土師器壺で鬼高期の様相をとどめている。4は器高があり、弱い段を表現し、5は口径が小さく、6は弱い段と口縁の内湾を重視すれば、壺身模倣である。7～9は、口縁が短く、前3点に比べ器高が低い。8は口縁が直立ぎみで、綫線も明瞭である。い

ずれも7世紀前半の鬼高期の様相を備え、この内の前者はより古相を示す。10の平瓶は肩部にカキ目を施し、体部上面はふくらみ平底で、低部は回転ヘラ窓削り調整である。これらの特徴からすれば、類例は少ないとはいって、TK217並行期とすることができます。

III期 塚本山7・10・11・19・26・27・29号墳がある。11は須恵器で、天井部の形態や器高からTK217の新しい範疇に収まるものと見られる。12～17の土師器壺は、12が内湾ぎみで、13はこれより立ち、14、15は口唇端部が内傾する、16は大きく外傾し、17は窓削りの幅が狭い。12は第3四半期に、13～16を第4四半期の前半に、17を8世紀初頭に位置付けられる。18、19の丸底細頸瓶は、18は頸部がやや太いが、沈線は浅く、19は頸部が18に比べて細く、胴部が球形さを保つていない。前者を第3四半期に、19を第4四半期の古相とする。20、21、22は台付長頸瓶で、20は口縁部が内傾しながら立ち、比較的頸部が太く、21は頸部に浅い沈線を施すが、20に比べて頸部が細く、22は肩部が張らないで、台部が大きい。肩部の櫛歯工具による施文は、20→21→22の順で簡略化される。これらの、年代は20が7世紀中葉に、21を第3四半期に、22をMT21に当てることができる。23～25は天井部の平らな壺蓋があり、口縁と同じ高さのかえりを持つものもある。これらには、平城宮

址 S D 485（註18）にも類似品があり、8世紀初頭に位置付けられる。

つまるところ、各期の年代は、Ⅰ期が6世紀第4四半期に、Ⅱ期が7世紀前半、Ⅲ期が7世紀後半におおまかに編年することができる。今後、良好な土器の出土を見れば、Ⅱ期とⅢ期はそれぞれ新・古に編年が可能であり、現在でも石室形態上からは、ほぼ7世紀の四半期ごとに編年が可能である。そして、石室築造の終焉は、古代国家成立期の7世紀第4四半期の終末より、そう遅くない時期に相当するものと推測できる。

なお、8世紀初頭の土器群については、第4四半期に構築された古墳の、墓前祭時のものと理解しておく。

4 考 察

模様積石室の特徴には、1) 墳形は全て円墳で、前方後円墳や方墳はない、2) 石室は、両袖胴張形態で短冊・片袖型は見られない、3) 羨門に続く前庭遺構を設ける、4) 石室内には土器が副葬されず、この前庭に置く、等があげられる。これらの諸事実を念頭に置きながら、以下、論を進める。

出現期の問題 模様積石室には、埴輪を樹立した古墳が14基確認されている。いずれも古墳群における主墳格の大型円墳で、広木大町14号墳を除いて、径20m以上のものが多い。当然、墳丘規模に応じて石室も大型で、7m以上が大部分であり、6m以下は3例である。この時期の石室形態は、胴張が少なく、南塙原8号墳では、玄室長5.2mにあって、奥壁より僅か37cm、片側では16cm程張るのみである。しかし、玄室の胴張が少ないのとうらはらに、羨道は必ず胴張を示す。これは、初期の石室がやや大型なため、羨道壁が高いことによる、技術的なものとも考えられるが、一方、胴張思考が、石室全体に貫徹している結果と見られる。前項で述べたように、これらの時期は、TK43～TK209の須恵器が伴出することや、埴輪を持つことから6世紀第4四半期とされる。そして、この時期に関東では一般的に、前方後円墳は構築されていると考えられている。しかし、本石室が帆立貝式古墳にすら見られず、大型円墳のみに採用されてる。これらからすると、あたかも、大型円墳に設置されることを目的に、完成された模様積技法をもって本石室が出現したかに見える。そして、各古墳群出現期の模様積石室が、完璧な模様積であり、かつ、須恵器や埴輪から推測するに、短時間の内に成立していることは、少なくとも、模様積石室多元論は成立し得ない。これに対し、最初から4類型に分類できることをもって、多元論を主張することもできようが、継続する各古墳群にあって、Ⅰ期直前の横穴式石室に、これに類似する形態のものは見当たらない。

多元論を否定する一方の事象は、藤岡市に大型墳丘、大型石室が集中することである。これらは、靈符殿古墳が径33m、石室長9.02mで最大規模を示し、伊勢塙古墳8.94m、平地神社古墳8.70mと3位まで続く。また、猿田古墳の7.52mも存在する。さらに、埴輪を持ち、古ての伊勢塙古墳が模様積の完成度も高く、大型であることは、一元論を補強するものである。しかば、模様積の系譜はどこに求められるのであろうか、その見通しは遠い。この事に対し筆者は、国内にこれに類似した石室が見当たらないことから、一時、その模様的形態類似のみで、宋山里6号墳（註19）等の系譜に関わる磚室墓を考えたこともある。しかし、現状では、乱石積の壁面空間に小石を詰め込み押さえる手法が存在し、これが模様的に見える事から、系譜論的にはここに求めざるをえない。とは

いえ、これからは順次的発展は見られない。おそらく、乱石積の伝統にありながら、模様積技法を必要とする支配層が短期間に内に、画期的な完成をもたらしたものと考えられる。これに際し、模様的思考を保持していた外来的技術者集団が、構築に関与した可能性も十分考えられる。短期間の内の乱石積から模様積への変化は、横穴式石室の革命的できごともいえ、後に述べる模様積石室の歴史的意義がそこに存在するものと見られる。

構造的問題 先に述べたように、模様積石室の構造的特徴は、小石材を以て構築できるということである。千鳥的配置の核石をもって模様積の名称を与えたわけであるが、この模様に対するその思想的背景には、現在の時点では、磚室墓との関係を強調できるほど、積極的論拠もない。ここでは、模様を構成する砲弾形の核石を、壁面を支える石室構築上の技術的石材として理解しておく。

さて、石室の構造は、側面の胴が張り、さらに、湾曲しながら天井へと続く、所謂玉子形を呈し、モノコック構造を示す。これは、自動車のボディ構造と同様であり、外部からの圧力に耐える形態で、自動車産業界では、燃費軽減のための軽量化のなせる技である。つまるところ、模様積石室は、小石材使用による石室構造の最も完成された姿である、と結論づけることができる。これよりすれば、胴が張ることは、前後への力の分散であり、ドーム状に天井に続くことは、上下への分散となる。胴張の一義的機能は、決して、玄室空間をより広く確保するための構造ではない。このことは、玄室内での多人数での葬送儀礼を実施した様子も窺えないし、むしろ儀礼は、前庭施設の設置や、ここへの土器の供献の在り方から、前庭部で実施したようである。

これに対し、同時期に構築される横穴墓は、決して胴張りは多くない。岩盤をくりぬく横穴墓にあっては、側壁は外圧による変化はなく直線でよく、棺も長方形であり、構造力学的に胴張の必要性はない。また、廟の各部位の構造も曲面はありえず、これは木材の構造体からして直線の組み合わせである。これらの思想が、石室や横穴墓に少なからず反映しているものとすれば、切石組石室のように、石室形態は方形が基本である。つまるところ、胴張形態は、乱石積と異なり、小石材の使用から、構造力学的に必然的に生まれた石室構造といえる。

さて、ここで、石室長5.50mの中型墳である塙本山13号墳の石材と重量を見てみる。

この石質は点紋緑泥片岩で、密度は2.48 g/cm³（註20）である。これより各部位の重量を計算してみると、天井石620kg、奥壁327kg、羨門柱124kg、核石94kg、方錐状石0.7kgである。成人男子が運べる重量を60kgとすると、それぞれ10.3人、5.5人、2.0人、1.5人、方錐状石は一人10個程の運搬が可能である。天井石は、修羅に乗せコロを使用すれば、10人以下でも可能性がある。つまり、有力世帯の労働力を集約すれば、中型墳の古墳の構築はできることになる。ここから帰結されることは、造墓に当たって、集落全体の労働力を動員することなく、それを成し遂げ得ることであり、この労働量の範囲での石室として創出されたのが、模様積石室といえる。

歴史的意義 さて、この様な特性を保持する模様積石室の出現する歴史的背景は、どこに潜んでいるのであろうか。大型石室の集中する群馬県に目を転じてみると、安閑天皇二年条に緑埜屯倉の設置記事がある。一方、佐野屯倉について、尾崎喜左雄氏が山ノ上碑文にかかる、この管理者建守から、その設置を607年前後としている（註21）。これを受け、原島礼二氏も緑埜屯倉の設置を推古朝とし、武藏国造争乱の屯倉献上も含め、安閑紀の意図的編集としている（註22）。そして、屯倉

の管掌者を渡来系氏族とし、横渟屯倉の設置に際し、壬生吉志と胴張石室とを結びつけ解釈したのが金井塙良一氏である（註23）。

一般的に屯倉は、大和朝廷の直轄地として、田部などの農民を集団的に使役する直接経営地とされている。おそらく、屯倉経営に当たった管掌者は、在来の葬祭儀礼と大型石室を否定しながらも、新たな石室を創出せざるを得なかつたものと考えられる。この経営目的は、あくまで、労働力を含めた富の搾取であり、租的な貢納物だけではなく、徭役の収奪にあっては、非生産的な造墓に対する労働は、極力少なくしなければならなかつた。さりとて、東国の社会構造は、依然として造墓思想は旺盛で、これを容認しないと、支配機構は貫徹しない状況にあったと思われる。そこで、屯倉の目的—農民の集団的使役—の範囲外でこれが許されたものと考える。石室構築にかかる労働形態を、小規模におさえる造墓として、模様積石室が支配者の側からあみだされ、有力層がまず範を示すかたちで、大型円墳から導入されたものと推察される。勿論、模様積石室の分布が全て緑埜屯倉領域ではなく、模様積石室の機能は、児玉郡域の支配層にとつても、徭役の収奪に都合のよい墓であったことは、短期間の内に導入されている事実からも窺える。

また、塙本山古墳群の成立意義については、誌幅の都合上、詳しく触れられなかつたが、600年前後から始まる7世紀型の100基を超える群集墳、鹿島古墳群、飯塙・招木古墳群及び吉見百穴横穴墓等の出現理由についても、集団的開発の歴史的背景はともかく、小石材使用によるその構築労働量から、本考の論旨から逸脱するものではないと考える。

なお、集成した古墳の中で、報告書の刊行されているものは5割にも満たない。今後これらを待って、尺度・構造・遺物論を展開し、本稿の欠を補いたい。

最後に、小考を進めるに当たり、北武藏古代文化研究会の会員を初め、多くの学兄に御指導をいただいた。特に、群馬県の資料については飯塙卓二・志村 哲氏に、神川町は金子彰男氏に、児玉町は恋河内昭彦氏に、美里町は岡本幸男・丸山陽一氏に提供していただいた。また、土器に関しては、富田和夫、増田一祐にも貴重な提言と御教示を賜った。ここに厚く感謝の意を表します。

【註】

- 註1 駒宮史朗他 「青柳古墳群発掘調査報告書」埼玉県遺跡調査会報告 第19集 1973
- 註2 増田逸朗他 「塙本山古墳群」埼玉県遺跡発掘調査報告書 第10集 1976
- 註3 尾崎喜左雄 『横穴式古墳の研究』吉川弘文館 1966
- 註4 金子 章他 「長沖古墳群」児玉町文化財調査報告書 第1集 1980
- 註5 『藤岡市史』資料編 原始・古代・中世 1993
- 註6 坂本 和俊 「袖無型横穴式石室の検討」原始古代社会研究5 1979
- 註7 『群馬県史』資料編3 原始・古代3 1981
- 註8 註7に同じ
- 註9 増田 逸朗 「児玉郡神川村北塙原古墳群」『第4回遺跡発掘調査報告会発表要旨』 1971
- 註10 田村 誠 「二ノ宮19号墳」神川町遺跡発掘調査報告 第4集 1993
- 註11 『上里町史』資料編 第一編 原始・古代編 1992
- 註12 外尾 常人 「上里町浅間山古墳の調査」『第21回遺跡発掘調査報告会発表要旨』 1987
- 註13 長谷川 勇 「御手長山古墳発掘調査報告書」本庄市教育委員会 1977

- 註14 菅谷 浩之 「本庄市塚合古墳調査報告書」本庄市教育委員会 1968
- 註15 恋河内昭彦 「児玉町長沖古墳群の第7次調査」『第7回遺跡発掘調査報告会発表要旨』 1983
- 註16 小渕良樹他 「広木大町古墳群」埼玉県遺跡調査会報告 第40集 1980
- 註17 中村倉司他 「甄麿神社前遺跡・一本松古墳」埼玉県遺跡調査会報告 第39集 1980
- 註18 「平城宮発掘調査報告VI」奈良国立文化財研究所 1974
- 註19 朝鮮総督府 『昭和2年度古蹟調査報告書』 1927
- 註20 理科学年表 丸善出版社 1996年度版
- 註21 尾崎喜左雄 「上野三碑と那須国造碑」古代の日本7 関東 角川書店 1969
- 註22 原島 礼二 「『日本書紀』のミヤケの設置記事」古代文化26-1 1974
- 註23 金井塚良一 『吉見百穴横穴墓の研究』校倉書房 1975

模様積石室集成

No	古墳名	所在地	墳形規模	石室全長	玄室長	奥壁	葺石	控積	埴輪	副葬品他
1	伊勢塚	藤岡市上落合	27(段)	8.94	4.70	3段	有	一	有	直刀、金環、須恵器(TK43・TK209)、前庭
2	靈符殿	藤岡市藤岡	33	9.02	4.97	模様	—	—	無	前庭
3	猿田	藤岡市白石	21(段)	7.52	4.45	模様	—	—	無	鉄鎌、土師器坏片、前庭
4	神流中学4号	藤岡市下栗須	16	5.37	3.17	3段	無	—	無	圭頭大刀、耳環、鉢、石突、刀子、角釘、羨門切石
5	平地神社	藤岡市中大塚	33(段)	8.70	5.30	模様	有	—	有	直刀、鉄鎌、前庭
6	東平井18号	藤岡市東平井	15	4.70	2.55	2段	有	有	無	
7	平井地区K-2号	藤岡市東平井	10	—	—	2段	—	無	無	須恵器
8	平井地区K-7号	藤岡市東平井	14	7.5		—	—	有	無	須恵器
9	飛石A号	藤岡市東平井	—	5.0	2.92	—	—	—	無	直刀
10	飛石B号	藤岡市東平井	—	—	2.35	3段(有)	—	無		
11	飛石C号	藤岡市東平井	16	6.3	3.55	(3段)	有	—	無	鉄鎌
12	飛石333号	藤岡市東平井	10	5.4	2.70	(3段)	有	—	無	模様積的、前庭
13	下郷A-K-1号	藤岡市白石	—	—	—	—	有	無	有	前庭
14	山名原口II-2号	高崎市山名町	16	7.9		模様	有	有	無	円頭大刀、鍔、鉄鎌、刀子、小札、馬具、耳環、金銅鈴、切小玉、勾玉、管玉、垂飾
15	若宮A号	高崎市八幡原	15	7.14	4.8	乱石積的	有	—	有	直刀、刀子、金環、ガラス小玉、須恵器(墳丘)、玄室模様積的
16	玉村8号	玉村町角淵	14	6.84			—	有	無	鉄鎌
17	玉村38号	玉村町角淵	(10)	(4.22)	—	—	—	—	—	ガラス玉、尾錠、模様積的、胴張無
18	南塚原7号	神川町新里	22	6.62	4.27	模様	有	有	有	鉄鎌、耳環、足金具
19	南塚原8号	神川町新里	25	8.40	5.30	模様	有	有	有	鉄鎌、ガラス玉、土師器(坏)、須恵器(台付碗・甕)
20	南塚原25号	神川町新里	20	6.8	4.2	模様	有	有	無	刀子、刀装具、両頭留金具、耳環、丸玉、白玉
21	南塚原30号	神川町新里	15	6.3	4.2	模様	—	有	有	鉄鎌、鉄斧、須恵器(提瓶・蓋)
22	南塚原60号	神川町新里	17	6.2	4.0	一枚石	有	有	無	鉄鎌、直刀、馬具、挂甲、両頭留金具、耳環、ガラス玉、切小玉、勾玉、須恵器
23	南塚原63号	神川町新里	17	5.8	3.7	模様	有	有	無	土師器、須恵器、三段築成
24	南塚原69号	神川町二ノ宮	17	(6.5)	(3.8)	一枚石	—	無	無	鉄鎌、須恵器
25	南塚原71号	神川町新里	18	6.1	3.8	一枚石	有	無	無	直刀、鉄鎌、銅製品、土師器
26	二ノ宮14号	神川町新里	11	4.8	3.1	模様	有	有	無	鉄鎌、耳環、土師器
27	二ノ宮19号	神川町新里	13	5.1	3.0	乱石的	有	無	無	鉄鎌
28	No205A号	神川町池田	15	(7.0)	(4.4)	模様	有	有	無	耳環、勾玉、切小玉、須恵器
29	No205B号	神川町池田	11	6.0	3.7	—	—	—	無	鉄鎌、耳環、須恵器
30	No213号	神川町新宿	22	6.8	—	模様	有	有	無	刀子、鉄鎌、須恵器
31	No249号	神川町新宿	14	6.0	4.0	模様	有	有	無	刀子、須恵器(甕)
32	四軒在家2号	神川町四軒在家	23	7.7	4.5	模様	有	有	無	土師器、須恵器
33	四軒在家3号	神川町四軒在家	23	6.4	4.0	模様	有	有	無	直刀、鉄鎌、耳環、鉄製品、須恵器
34	四軒在家6号	神川町四軒在家	10	4.4	3.0	模様	有	無	無	鉄鎌、耳環、須恵器
35	四軒在家7号	神川町四軒在家	14	4.5	3.3	模様	有	有	無	直刀、耳環、両頭留金具、挂甲、須恵器
36	四軒在家8号	神川町四軒在家	15	6.2	3.6	—	有	有	無	鉄鎌、耳環、柄頭、須柄器
37	帶刀2号	上里町帶刀	(12)	4.05	3.0	模様	無	無	無	直刀、刀子、鉄鎌、勾玉、切小玉、土玉、白玉、ガラス玉、耳環
38	帶刀3号	上里町帶刀	(15)	(4.9)	—	—	—	—	—	鉄鎌、耳環、後込砂利
39	長沖3号	鬼玉町長沖	10	—	2.3	模様	—	有	(有)	直刀、鉄鎌、刀子、両頭留金具、勾玉、切小玉、管玉、耳環、須恵器(甕)
40	長沖9号	鬼玉町長沖	12	4.34	2.79	模様	—	有	(有)	直刀、鉄鎌、刀子、両頭留金具、耳環、ガラス玉、須恵器(平瓶)
41	長沖10号	鬼玉町長沖	12	3.6	2.24	模様	—	有	無	直刀、鉄鎌、刀子、丸玉、坏
42	長沖11号	鬼玉町長沖	14	4.85	3.10	—	—	有	無	鉄鎌、耳環、丸玉、坏、須恵器(横瓶、長頸壺、甕)
43	長沖21号	鬼玉町長沖	25	8.16	5.48	2段	—	有	有	鉄鎌、刀子、両頭留金具、ガラス玉、小型壺
44	長沖66号	鬼玉町高柳	18	5.2	3.4	2段	—	無	無	刀子、耳環、鉄片
45	長沖165号	鬼玉町高柳	—	(4.55)	2.75	模様	—	無	無	

No	古 墳 名	所 在 地	墳形規格	石室全長	玄室長	奥 壁	葺 石	控 積	埴 輪	副 葯 品 他
46	塚本山1号	美里町下児玉	24	5.63	3.85	模 様	無	有	有	鍔、鉄鎌、坏、小型甕
47	塚本山3号	〃	11	(3.8)	2.55	(板)	〃	無	無	直刀、刀子、鉄鎌、坏
48	塚本山4号	〃	9	4.09	2.49	(板)	〃	無	無	坏
49	塚本山5号	〃	19	5.09	3.39	板	〃	無	無	坏、壺、須恵器
50	塚本山7号	〃	9	(3.6)	2.40	(板)	〃	無	無	須恵器(坏、甕、蓋)、小型甕
51	塚本山8号	〃	10	3.72	2.18	(板)	〃	無	無	須恵器(甕)
52	塚本山9号	〃	10	4.12	2.45	板	〃	無	無	直刀、鉄鎌、留金具、坏、須恵器(坏、甕)
53	塚本山10号	〃	10	3.40	2.00	模 様	〃	無	無	坏、須恵器(甕)
54	塚本山11号	〃	15	5.60	3.73	(板)	〃	無	無	ガラス玉、刀装具、鉄鎌、坏、須恵器(細頸瓶)
55	塚本山12号	〃	22	7.00	4.80	(板)	〃	無	無	坏、須恵器(細頸瓶、提瓶)
56	塚本山13号	〃	12	5.50	3.57	板	〃	無	無	滑石勾玉、滑石丸玉、甕、須恵器(坏)
57	塚本山15号	〃	19	5.75	(2.25)	模 様	〃	有	有	須恵器(短頸壺、提瓶、甕、坏)
58	塚本山16号	〃	10	(4.3)	2.80	板	〃	有	無	直刀、須恵器(坏)
59	塚本山17号	〃	11	4.82	3.20	模 様	〃	有	無	直刀、刀子、耳環、鉄鎌、留金具、坏、須恵器(長頸瓶)
60	塚本山18号	〃	12	(4.0)	2.94	—	〃	有	無	直刀、鉄鎌、耳環、ガラス玉、須恵器(甕)
61	塚本山19号	〃	10	5.65	3.92	模 様	〃	有	無	直刀、頭椎、鉄鎌、耳環、甕、坏、須恵器(細頸瓶、坏)
62	塚本山20号	〃	10	—	(3.41)	板	〃	有	無	耳環、坏、須恵器(長頸瓶、甕、坏)
63	塚本山21号	〃	7	3.90	2.56	板	〃	有	無	刀子、須恵器(坏、甕)
64	塚本山22号	〃	7	(4.3)	3.34	模 様	〃	有	無	鉄鎌、耳環、坏、須恵器(甕)
65	塚本山23号	〃	15	—	—	—	〃	無	無	坏、須恵器(坏、甕)
66	塚本山24号	〃	—	3.92	2.37	—	〃	無	無	鉄鎌、坏、須恵器(甕)
67	塚本山25号	〃	—	3.39	2.11	模様的	〃	無	無	—
68	塚本山26号	〃	—	(4.4)	(2.99)	—	〃	無	無	坏、須恵器(長頸瓶、坏)
69	塚本山27号	〃	—	5.06	3.28	—	〃	無	無	直刀、鉄鎌、耳環、坏、須恵器(長頸瓶、細頸瓶、甕、坏)
70	塚本山28号	〃	12	4.38	2.75	板	〃	無	無	直刀、鉄鎌、坏、須恵器(細頸瓶、平瓶)
71	塚本山29号	〃	10	3.60	2.48	模様的	〃	無	無	直刀、鉄鎌、坏、甕、須恵器(長頸瓶、甕、坏)
72	塚本山30号	〃	—	(3.9)	(2.38)	—	〃	無	無	坏、須恵器(坏)
73	広木大町3号	美里町広木	18	5.30	3.45	2 段	有	有	無	直刀、刀子
74	広木大町5号	〃	(25)	5.70	3.85	模 様	無	有	無	
75	広木大町10号	〃	—	5.4	3.70	模 様	有	有	無	
76	広木大町14号	〃	10	—	2.4	模 様	無	有	有	耳環、土玉、甕、須恵器(甕)
77	広木大町20号	〃	25	5.80	4.07	模 様	有	有	無	直刀、骨片
78	早道場1号	美里町白石	15.3	5.20	3.61	—	有	有	無	直刀、耳環、ガラス玉、小玉
79	久保4号	〃	22.7	5.13	4.06	模 様	無	有	無	
80	登 所 B 8号	〃	19.6	6.33	4.43	模 様	無	有	無	勾玉、白玉、管玉、ガラス玉
81	白 石 5号	〃	26	5.4	3.60	模様的	—	有	有	刀子、耳環、ガラス玉
82	白 石 6号	〃	14	—	3.3	—	—	無	無	須恵器(甕)、模様積的
83	前 山 B 1号	美里町猪俣	8	4.20	2.60	2 段	無	無	無	壠方明瞭
84	猪 俣 南 15号	〃	19	5.9	4.05	模 様	無	有	無	
85	猪 俣 南 18号	〃	—	5.28	3.60	—	無	有	無	鉄鎌、耳環
86	猪 俣 南 19号	〃	22.1	5.05	3.75	—	無	有	有	刀子、鉄鎌
87	猪 俣 北 1号	〃	26	6.60	4.49	1枚石	有	有	無	挂甲、鉄鎌、刀子、フ拉斯コ形長頸壺
88	猪 俣 北 2号	〃	16	5.17	3.88	2 段	無	有	無	鉄鎌、耳環、小玉、骨片
89	猪 俣 北 12号	〃	18	(4.56)	(3.91)	—	無	有	無	耳環、小玉
90	一 本 松	〃	20	6.00	3.90	模 様	—	—	有	直刀、鉄鎌、刀子、須恵器(提瓶)

・凡例 () は推定、模様は模様積、模様的は段積+模様積、段は段積、板は板状石、ーは不明 · 単位:m